

キャリアアップ助成金 障害者正社員化コース

障害者の雇用促進と職場定着を図りために、次の①または②いずれかの措置を講じた場合に助成されます。

- ① 有期労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること。
- ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること。

チェック項目

- ✓ 雇用保険に加入している事業所
- ✓ 社会保険に加入している事業所
(加入義務がある場合)
- ✓ 正規雇用等への転換予定日の前日から1か月前までに**職場定着支援計画**を作成し届け出する事業所

助成額

重度身体障害者/重度知的障害者/精神障害者

措置内容	支給総額		各支給対象における総支給額
有期雇用から 正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年(1年)	60万円×2期 (45万円×2期)
有期雇用から 無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円×2期 (22.5万円×2期)
無期雇用から 正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円×2期 (22.5万円×2期)

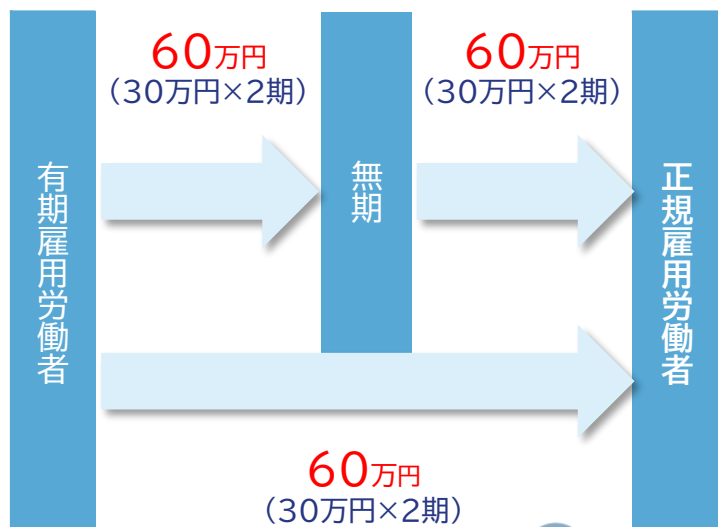
重度以外の身体障害者/重度以外の知的障害者、
発達障害者、難病患者/高次脳機能障害と診断されてた者

措置内容	支給総額		各支給対象における総支給額
有期雇用から 正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	1年(1年)	45万円×2期 (33.5万円×2期)
有期雇用から 無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)
無期雇用から 正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円×2期 (16.5万円×2期)

※支給対象期間は1年間のうち、最初の6か月を第一期、次の6か月を第二期の支給対象期間といいます。

※支給対象者一人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が各々の支給対象期間における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限とします。

モデルケース



中小企業事業主
が精神障害者の
雇用形態を転換
した場合

